

発表事項

- 1 令和6年能登半島地震への対応
- 2 支払基金改革の進捗状況
- 3 基金法等の改正による支払基金定款の一部変更等**
- 4 令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更
- 5 令和5年11月審査分の審査状況
- 6 令和5年12月審査分の特別審査委員会審査状況

法改正による対応の全容

改正項目		法改正	必要な対応※
(1) 電子資格確認関係	生活保護に係る電子資格確認 【施行日：令和6年3月1日】	【令和3年法律第66号】 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による <u>基金法</u> 及び生活保護法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・支払基金定款の変更 ⇒業務の追加
	自衛官に係る電子資格確認 【施行日：令和6年4月1日】	【令和4年法律第26号】 防衛省設置法等の一部を改正する法律による <u>基金法</u> 及び防衛省の職員の給与等に関する法律の改正	
(2) 感染症法関係	流行初期医療確保措置関係業務 【施行日：令和6年4月1日】	【令和4年法律第96号】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・支払基金定款の変更 ⇒業務の追加 <改正感染症法及び省令の規定により> ・業務方法書の新規策定 ・特別会計規程の基本的事項の新規策定 ・業務の一部委託に係る認可申請 ⇒国保連合会（国保中央会）への委託
	新感染症等に係る外出自粛対象者の公費負担医療 【施行日：令和6年4月1日】	【令和4年法律第96号】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による <u>基金法</u> 及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・支払基金定款の変更 ⇒既存の審査支払業務に新たな公費医療を追加

法改正による対応の全容

改正項目		法改正	必要な対応※
(3) 財政調整事業関係	高齢者医療制度関係業務 ・ 出産育児支援金等に係る業務 ・ 前期高齢者納付金の算定方法等の変更 【施行日：令和6年4月1日】	【令和5年法律第31号】 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による 高齢者の医療の確保に関する法律の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払基金定款の変更 ⇒ 出産育児支援金・交付金・事務費拠出金に係る業務の追加 ＜改正高確法及び省令の規定により＞ ・ 高齢者医療制度関係業務方法書の変更 ⇒ 出産育児支援金・交付金・事務費拠出金に係る取扱いを追加 前期納付金の国費負担割合の変更 ・ 特別会計規程の基本的事項の変更 ⇒ 高齢者医療制度会計の基本的事項の所要の変更
	退職者医療関係業務の廃止 【施行日：令和6年4月1日】	【令和5年法律第31号】 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による 国民健康保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払基金定款の変更 ⇒ 業務の削除及び当該業務の精算業務を規定 ・ 退職者医療関係業務方法書の変更 ⇒ 令和6年度の取扱いを規定
(4) その他	精神保健福祉法改正に伴う条番号の変更 【施行日：令和6年4月1日】	【令和4年法律第104号】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律による 基金法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払基金定款の変更 ⇒ 引用条文の修正

※基金法以外で規定されている業務は、業務方法書及び特別会計規程の基本的事項の策定が必要

(1)電子資格確認関係に係る法改正への対応（生活保護・自衛官）

支払基金定款の一部変更

生活保護法の医療扶助における医療券（調剤券）並びに防衛省の職員の給与等に関する法律の療養の給付における自衛官診療証にマイナンバーカードによるオンライン資格確認が導入されることに伴い、福祉事務所（生活保護）及び防衛省（自衛官）から資格情報を収集し、求めに応じて医療機関等へ当該情報を提供する業務を定款に規定

支払基金定款の変更箇所

条 文	内 容
第27条（業務）	基金の業務として医療扶助、自衛官診療証のオンライン資格確認業務を第2項第5号に追加 ※改正支払基金法第15条と同様の文言を追加
第5条（役員の職務及び権限） 第29条（事務の執行に要する費用） 第30条（審査委員会） 第31条（報告の求め等） 第33条（特別審査委員会） 第33条の2（審査委員長会議） 第33条の4（審査事務センター） 附則第8条（審査事務センター分室）	生保のオン資業務の追加と同時に改正された支払基金法の文言修正に合わせ文言を変更 ※改正支払基金法第16・17・18・21・26条と同様の文言に変更 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>＜基金法の改正に合わせた変更内容＞ 生活保護等の公費の診療報酬の審査は、もともと基金法第15条において「医療機関に支払うべき額の決定について意見を述べること」と表記されていることから、他の条項についても「審査」→「意見を述べる業務」等に変更となったこと</p> </div>

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、**現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心**というこれまでの**社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築**するため、**所要の改正を行う。**

改正の概要

1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

(1) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)。政令で規定。

※長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

(2) 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

(3) 任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

2. 子ども・子育て支援の拡充

(1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくりの強化)

○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

- ① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。
- ② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

4. その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

等

施行期日

令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

令和4年2月
防衛省

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要(令和4年度予算関連法案)

1 自衛官定数の変更

【防衛省設置法第6条】

- 宇宙・サイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の新編・拡充をはじめとする防衛省・自衛隊の体制の整備のため、自衛官の定数を変更する。

【宇宙領域に係る体制強化】

宇宙作戦群(仮称)の改編
(約120名体制/航空自衛隊・府中基地、防府北基地)
※うち自衛官約110名

【サイバー領域に係る体制強化】

自衛隊サイバー防衛隊(仮称)の体制強化
(約580名/共同の部隊・市ヶ谷地区)
※うち自衛官約520名

【従来の領域に係る体制強化】

偵察航空隊(仮称)の新編等
(約130名/航空自衛隊・三沢基地)

【中央機関の体制強化】

統合幕僚監部・防衛装備庁の体制強化

- 施行期日: 令和5年3月31日までの間において政令で定める日

自衛官定数の変更

	現行の規定	改正案	増減
陸上自衛隊	150,590	150,500	▲90
海上自衛隊	45,307	45,293	▲14
航空自衛隊	46,928	46,994	66
共同の部隊	1,552	1,588	36
統合幕僚監部	385	386	1
情報本部	1,936	1,936	0
内部部局	50	50	0
防衛装備庁	406	407	1
合計	247,154	247,154	0

2 在外邦人等の輸送の要件等の見直し

【自衛隊法第84条の4関係】

- 昨年8月に実施した在アフガニスタン邦人等の輸送における経験等を踏まえ、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、輸送手段を原則として政府専用機とする制限の廃止、実施に当たっての安全に係る要件の見直し及び主たる輸送対象者の範囲の拡大を行う。
- 施行期日: 公布の日

3 外国軍隊への麻薬等の譲渡に係る特例

【自衛隊法第115条の3】

- 自衛隊と外国の軍隊との間で麻薬及び向精神薬(以下「麻薬等」という。)に該当する医薬品の提供を円滑に行うため、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬等の譲渡に係る規制について、自衛隊の部隊又は補給処が、外国の軍隊に対し麻薬等を譲渡する場合については適用しないこととする。
- 施行期日: 公布の日

4 自衛官等の個人番号カードによる電子資格確認

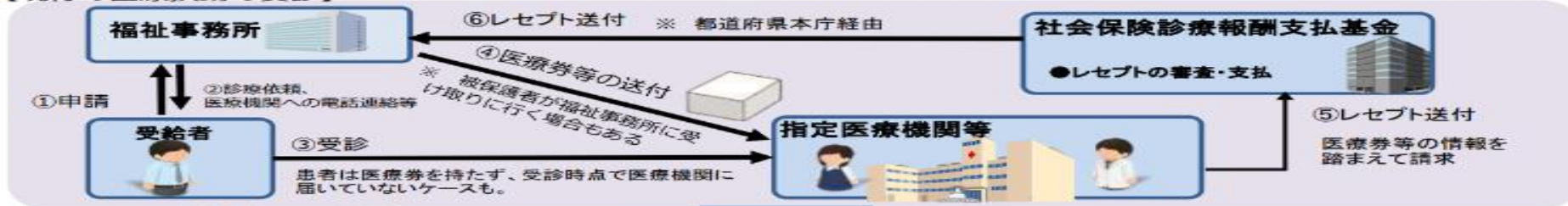
【防衛省の職員の給与等に関する法律第22条及び第33条から第35条まで】

- 自衛官等が、一般の国民と同様に、個人番号カードを提示することにより病院等を利用できるよう、病院等がオンラインシステムで自衛官等の本人確認(電子資格確認)を可能とする仕組みを導入するため、当該システムの運営者(社会保険診療報酬支払基金)が、自衛官等の資格情報を提供等できるようにする。
- 施行期日: 公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日

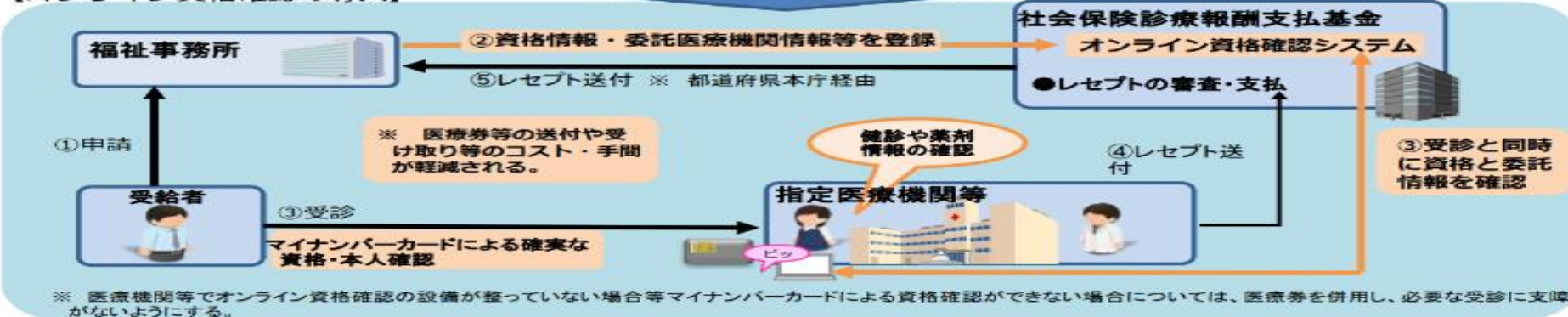
【参考】電子資格確認の概要（生活保護・自衛官）

生活保護制度の医療扶助におけるオンライン資格確認

【現行の医療扶助の受診】

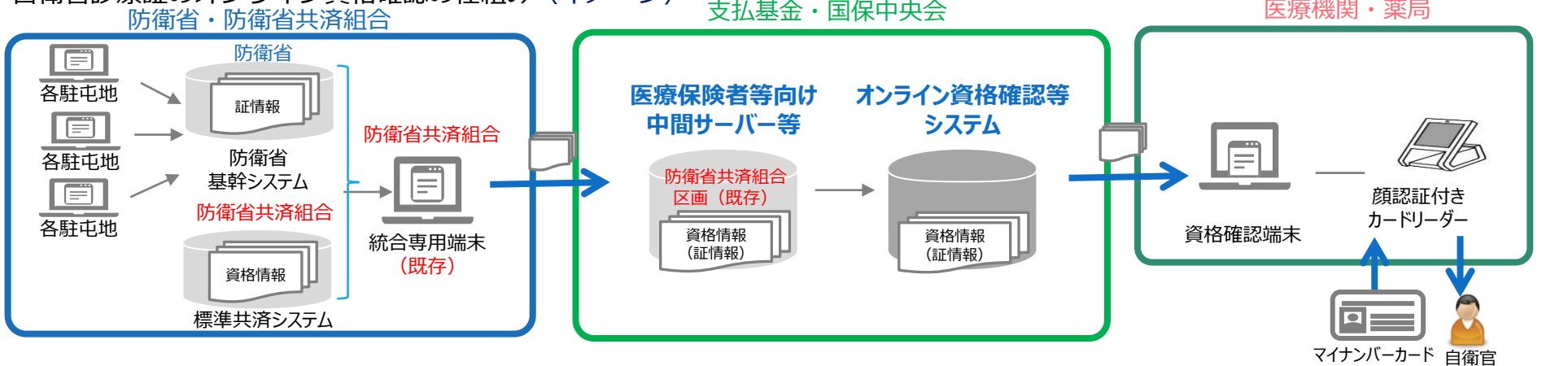


【オンライン資格確認の導入】



自衛官診療証におけるオンライン資格確認

自衛官診療証のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）



(2)感染症法関係に係る法改正への対応（流行初期医療確保措置関係業務）

① 支払基金定款の一部変更

感染症法の改正により、新たに流行初期医療確保措置が創設され、支払基金が流行初期医療確保措置関係業務を行うこととされたことから、当該業務を定款に規定

※流行初期医療確保措置

都道府県が、当該都道府県と初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関に対し、経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることについて、一定期間に限り財政的な支援を行うもの。当該措置の実施に当たっては、支払基金は、保険者等からの流行初期医療確保拠出金の徴収等を行う他、都道府県知事から委託された事務を行うことされている。

支払基金定款の変更箇所

条 文	内 容
第27条（業務）	基金の業務として流行初期医療確保措置関係業務を第4項第8号に追加
第34条（業務方法書）	流行初期医療確保措置関係業務について業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けることを追加
第40条(高齢者医療制度関係業務会計等)	流行初期医療確保措置関係業務に関する会計は該当の法律の定めによることを追加

(2)感染症法関係に係る法改正への対応(流行初期医療確保措置関係業務)

② 社会保険診療報酬支払基金流行初期医療確保措置関係業務方法書の策定

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、社会保険診療報酬支払基金流行初期医療確保措置関係業務の方法を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的として業務方法書を策定するもの。

社会保険診療報酬支払基金流行初期医療確保措置関係業務方法書（案）に規定する項目

第1章 総則

「目的」 「業務運営の基本方針」 「用語」

第2章 流行初期医療確保措置関係業務

「流行初期医療確保拠出金等の徴収」 「流行初期医療確保交付金の交付」
「流行初期医療確保措置に係る事務」

第3章 雑則

「実施に関する事項」

附 則 「施行期日」

(2)感染症法関係に係る法改正への対応(流行初期医療確保措置関係業務)

③ 流行初期医療確保措置関係業務に係る特別会計規程の基本的事項の策定

社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令において、支払基金におけるその他の業務に係る経理と区分して特別の会計を設けることとされていることから、本特別会計に係る基本的事項を策定するもの。

流行初期医療確保措置特別会計の基本的事項（案）に規定する項目

- ◆ 特別会計の名称に関する事項
- ◆ 会計原則、事業年度の所属区分、勘定区分等に関する事項
- ◆ 会計事務の委任に関する事項
- ◆ 予算示達計画、資金収支計画に関する事項
- ◆ 収入・支出の決定に関する事項
- ◆ 貸借対照表勘定の設定に関する事項
- ◆ 損益勘定の設定に関する事項
- ◆ 施行に関する事項

(2)感染症法関係に係る法改正への対応(流行初期医療確保措置関係業務)

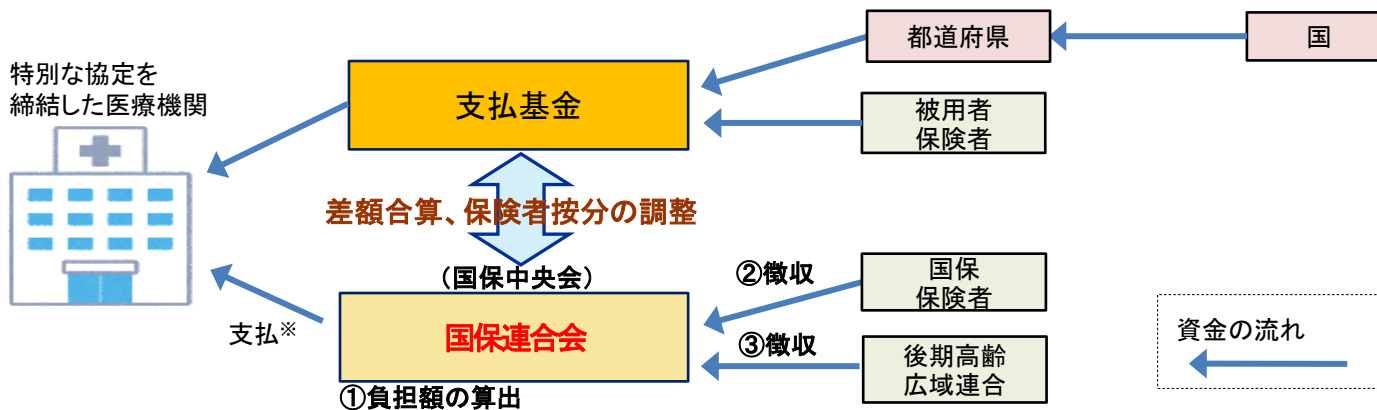
④ 流行初期医療確保措置関係業務の一部委託について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、流行初期医療確保措置を実施するため、流行初期医療確保措置関係業務の一部を国民健康保険団体連合会及び公益社団法人国民健康保険中央会に委託する。

委託する業務内容

委託する業務内容

①負担額の算出	<ul style="list-style-type: none"> 流行前後の診療報酬（国保連合会分）の差額の算出 対象医療機関の各国保保険者及び後期高齢者広域連合ごとの按分率の算出 按分率による各国保保険者及び後期高齢者広域連合の負担額（拠出金）の算出
②国保保険者からの徴収	<ul style="list-style-type: none"> 国保保険者からの負担額の徴収
③後期高齢者広域連合からの徴収	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者広域連合からの負担額の徴収



※国保連合会から対象医療機関への支払いは、都道府県から国保連合会への委託により実施

【参考】流行初期医療確保措置関係業務

流行初期医療確保措置関係業務の概要

1. 措置の目的・内容

- 「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」について、協定に基づく対応により経営の自律性(一般医療の提供)を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療(感染患者への医療)の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う。
- 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う(※)。その上で、感染症流行前の診療報酬収入と、当該年度の診療報酬収入に補助金を加えた収入との差額になるよう精算を実施(支援額の範囲内で補助金の額を返還)。

※ 病床確保(入院医療)を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。

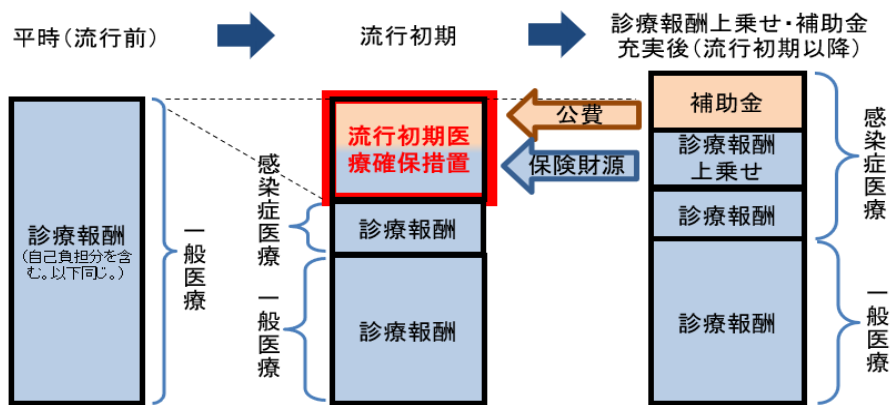
※ 自己負担分・公費負担医療分も補償するため、診療報酬収入の差額に10/8を乗じる。(国民医療費:医療保険・後期高齢給付分80.5%、自己負担分12.3%、公費負担医療給付分7.3%)

2. 事業実施主体 都道府県

3. 費用負担

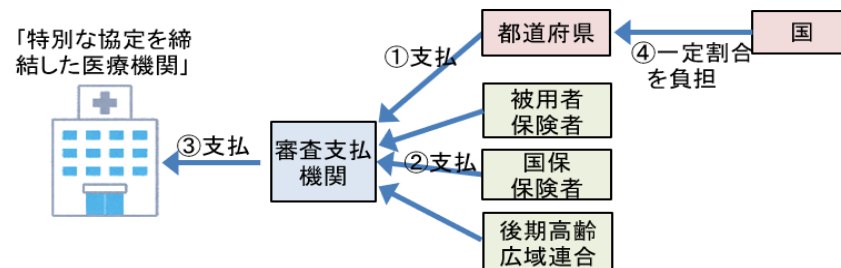
- 措置に関する費用は、公費と保険者で負担することとする。支援額の負担については、今回新型コロナウイルスへの対応を行った病院の収益構造を勘案し、公費(国、都道府県)と保険者(被用者保険、国保、後期高齢広域連合)の負担割合は1:1とする。
- 支援額の各保険者の負担は、対象医療機関に対する直近の診療報酬支払実績に応じて按分することとする。また、保険者からの拠出金については、保険者間の財政調整(前期高齢者財政調整、後期高齢者支援金)を実施し、協会けんぽ、国保、後期高齢広域連合からの拠出には、通常の医療給付と同様に公費負担を行う。

平時(流行前)、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後(流行初期以降)における「特別な協定を締結した医療機関」の収入(イメージ)



流行初期医療確保措置の支払いスキーム(イメージ)

- ① 都道府県から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ② 各保険者から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ③ 審査支払機関から「特別な協定を締結した医療機関」に対し、支給対象月の2か月後に支払
- ④ 都道府県の支払い額の一定割合を国が負担

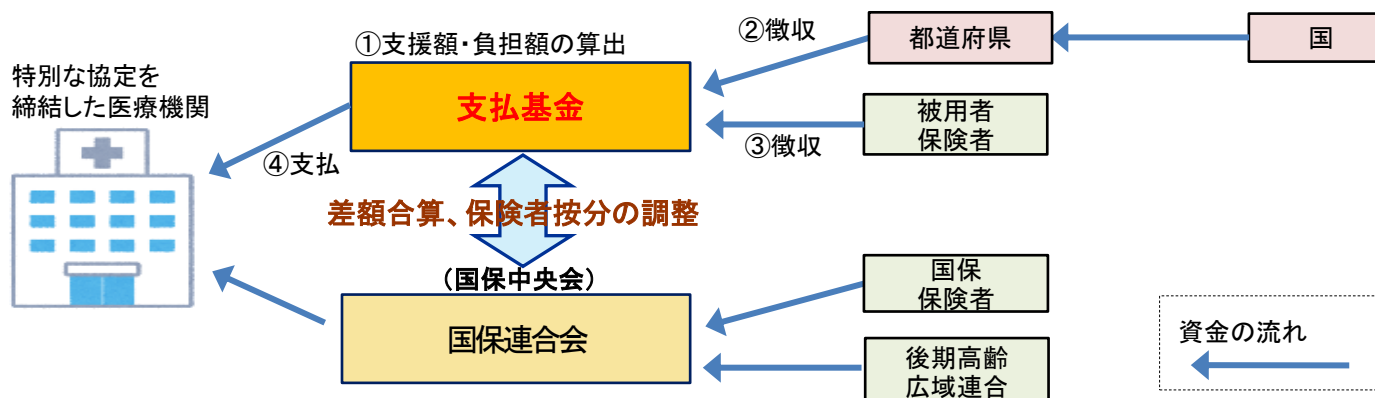


【参考】流行初期医療確保措置関係業務

支払基金の業務内容

支払基金の業務内容（流行初期医療確保措置に係る費用の支払までの流れ）

①支援額・負担額の算出	<ul style="list-style-type: none"> 流行前後の診療報酬（支払基金分）の差額を算出 流行前後の診療報酬（国保連合会分）の差額を合算し、医療機関に支払う支援額を算出 都道府県の負担額を算出 各被用者保険者の按分率を算出 按分率から各被用者保険者の負担額（拠出金）を算出
②都道府県からの徴収	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県に医療機関への支援額の合計を通知 都道府県から負担額を徴収
③被用者保険者からの徴収	<ul style="list-style-type: none"> 各被用者保険者から負担額を徴収
④医療機関への支払	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関へ支援額（都道府県及び被用者保険者の負担分）を支払 <p>※ 国保保険者及び後期高齢者広域連合の負担分は、国保連合会から支払う</p>



(2)感染症法関係に係る法改正への対応(外出自粛対象者の公費負担医療)

支払基金定款の一部変更

従来から取り扱っている感染症法に基づく入院医療に係る公費負担医療の事務に加えて、改正感染症法で新たに規定された新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に罹患し外出自粛対象となった者の外来医療・在宅医療に係る公費負担医療の事務を審査支払業務に規定

<現行の感染症法での公費負担医療の対象>

- ・ 一類感染症の入院医療（感染症法第19条）
- ・ 二類感染症の入院医療（感染症法第26条第1項）
- ・ 新型インフルエンザ等感染症の入院医療(感染症法第26条第2項)
- ・ 新感染症の入院医療（感染症法第46条）

<今回の改正により追加される公費負担医療の対象>

- ・ 新型インフルエンザ等感染症の外来医療・在宅医療(感染症法第44条の3の2)
- ・ 新感染症の外来医療・在宅医療（感染症法第50条の3）

支払基金定款の変更箇所

条 文	内 容
第27条（業務）	公費負担医療の審査支払業務として新感染症等に係る外出自粛対象者の医療の業務を第2項第1・2号に追加

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(流行初期医療確保措置)を導入する(その費用については、公費とともに、保険としても負担)。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市町村に協力を求めることとし、都道府県と市町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み（公費負担医療）を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家（IHEAT）や専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化(一部医療機関は義務化)し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる仕組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保【検疫法等】

- 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める(罰則付き)ことができることとする。等
このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の5第4項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等）

(3) 財政調整事業関係に係る法改正への対応（高齢者医療制度関係業務）

① 支払基金定款の一部変更

子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入に伴い、後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者へ出産育児交付金を交付する業務を定款に規定

※ 前期高齢者納付金に係る業務は定款に規定済みで、今回の法改正はその納付金の算定方法の変更であるので、定款の規定内容に変更なし。

支払基金定款の変更箇所

条 文	内 容
第27条（業務）	出産育児支援金の徴収等の業務を第4項第1号の財政調整関係業務に追加

(3) 財政調整事業関係に係る法改正への対応（高齢者医療制度関係業務）

② 支払基金高齢者医療制度関係業務方法書の一部変更

出産育児支援金等に係る業務について規定するとともに、前期財政調整における特別負担調整に充当する国費割合等について変更する。

業務方法書の変更箇所

条 文	内 容
第16条の2	前期財政調整における国が交付する資金をもって充てる額を特別負担調整見込額の総額等の2分の1から3分の2に変更
第32条の2～第32条の10	出産育児支援金の徴収業務の取扱いを規定
第32条の11～第32条の13	出産育児交付金の交付業務の取扱いを規定
第32条の14	出産育児関係事務費拠出金の徴収業務の取扱いを規定
第52条	出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の徴収業務に関して文書等の提出を求めることができる旨を規定
第52条の2	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者交付金と出産育児支援金を相殺 ・後期高齢者支援金等と出産育児交付金を相殺 を規定
附則第3条	延滞金の割合の特例に出産育児支援金を追加
附則第4条	令和6年度及び令和7年度の出産育児支援金の額の算定の特例（令和6年度及び令和7年度は二分の一に相当する額）
その他所要の改正	業務方法書の変更に伴い、厚生労働省の指摘に基づき今回の改正点以外の他の業務についても整合性をとる

(3) 財政調整事業関係に係る法改正への対応（高齢者医療制度関係業務）

③ 高齢者医療制度関係及び病床転換助成事業関係特別会計規程の基本的事項の一部変更

特別会計規程の基本的事項「5 会計事務の委任」において、収入金、徴収金、支払の調査や、徴収、支払の決定等の事務については、理事長から理事又は職員へ委任できる旨が規定されている。

一方で、当該規定の例外として、但書に、理事長から理事又は職員へ委任できない事務が規定されており、具体的には、前期高齢者納付金等、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金等、後期高齢者交付金などに関するものが定められている。

今般、この例外規定に、出産育児支援金、出産育児交付金に関する事務を追加する。

基本的事項の変更箇所

	内 容
第5 会計事務の委任2 (収入に係る事務)	但書に「法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金」を追記し、請求額の決定等に係る事務を委任対象から除外
第5 会計事務の委任3 (支出に係る事務)	但書に「法第124条の4第1項の規定による出産育児交付金」を追加し、交付額の決定等に係る事務を委任対象から除外

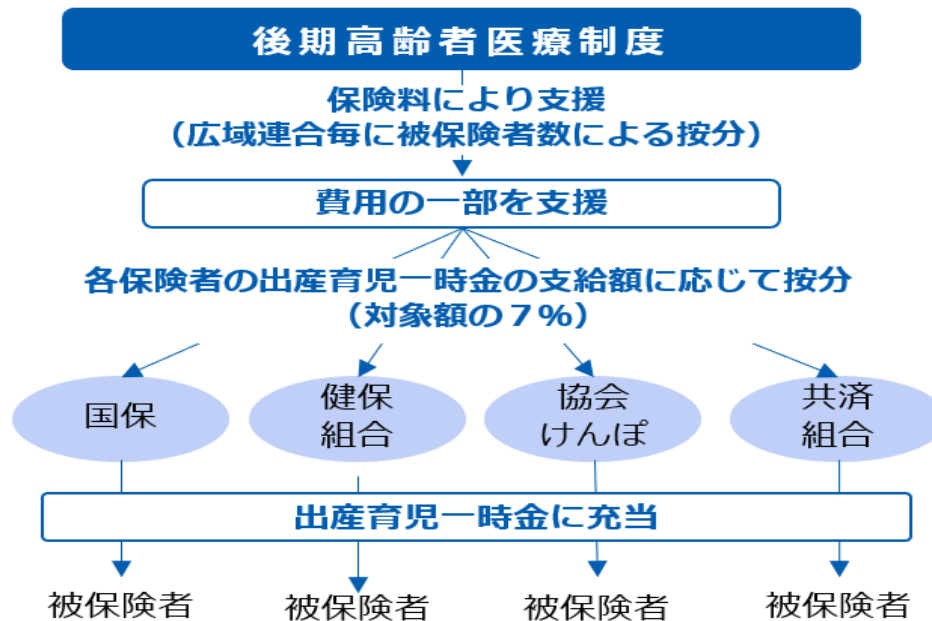
【参考】高齢者医療制度関係業務に係る法改正の概要

出産育児支援金等に係る業務の概要

後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入に伴い、支払基金は、後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者に対して出産育児交付金を交付する。

なお、支払基金は、後期高齢者医療広域連合への後期高齢者交付金から出産育児支援金を相殺した額を交付し、保険者からは後期高齢者支援金等から出産育児交付金を相殺した額を徴収する。

※後期高齢者医療広域連合の負担は7%（令和6・7年度の出産育児支援金率。法の附則により負担額を1/2とする激変緩和措置あり）



出典：厚生労働省資料

【参考】高齢者医療制度関係業務に係る法改正の概要

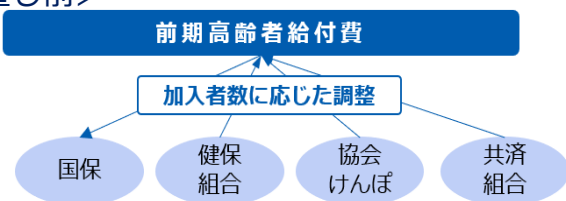
前期高齢者納付金の算定方法等変更の概要

高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直しにより、前期高齢者納付金の算定方法等を変更する。

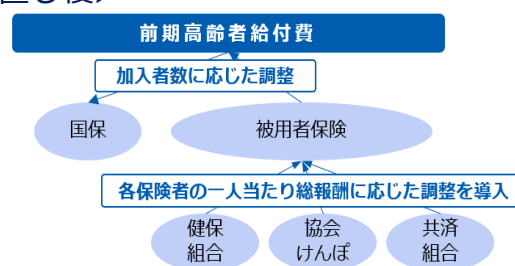
【前期財政調整における報酬調整の導入】

前期高齢者給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、このうちの被用者保険分について部分的（導入の範囲は1/3）に「報酬水準に応じた調整」（報酬調整）を導入。

<見直し前>



<見直し後>



出典：厚生労働省資料

【前期財政調整における複数年平均給付費の使用】

小規模な保険者においては、高額な医療費を必要とする前期高齢者がいるかいないかによって毎年度の給付水準に大きなばらつきがあることから、前期高齢者納付金の計算において3年平均給付費を用いる。

【前期財政調整における拠出金負担に対する特別負担調整の拡充】

拠出金負担（後期支援金、前期納付金）が過大となる保険者の負担を全保険者と国費で軽減しているが、国費充当（現行100億円）を拡大し、負担軽減対象保険者の範囲を拡大する。（国費+100億円）

変更前：国費100億円、保険者按分100億円（国の負担は、特別負担調整の2分の1）

変更後：国費200億円、保険者按分100億円（国の負担は、特別負担調整の3分の2）

(3)財政調整事業関係に係る法改正への対応(退職者医療関係業務の廃止)

① 支払基金定款の一部変更

医療費の高い高齢退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みとして昭和59年に創設された退職者医療制度は、平成20年度に前期高齢者医療制度が創設されたことによる制度の対象者の減少や保険者等の負担を踏まえ令和6年4月に廃止となることから、定款から退職者医療関係業務を削除

なお、令和6年度に行う令和4年度の概算療養給付費等拠出金及び療養給付費等交付金の精算業務を行えるよう附則に規定

支払基金定款の変更箇所

条 文	内 容
第27条（業務）	基金の業務として規定されている退職者医療関係業務を第4項第1号の財政調整関係業務から削除
第34条（業務方法書）	業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける業務から退職者医療関係業務を削除
第40条(高齢者医療制度関係業務会計等)	それぞれの該当の法律の定めによる業務に関する会計から退職者医療関係業務を削除
附 則	退職者医療関係業務に係る業務廃止後の精算業務を規定

(3) 財政調整事業関係に係る法改正への対応(退職者医療関係業務の廃止)

② 支払基金退職者医療関係業務方法書の一部変更

退職者医療制度の廃止により、令和6年度の取扱いについて変更する。

業務方法書の主な変更箇所

条 文	内 容
第1条	<p>業務方法書の基となる国保法附則については、改正法附則条文により「なお効力を有するもの」とされた改正前の国保法附則であることを規定</p> <p>(令和6年度に行う令和4年度の療養給付費等拠出金及び療養給付費等交付金の精算については、従前どおり行う)</p>
附則	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の療養給付費等交付金が零を下回る額について、都道府県から返還させることを規定 ・都道府県からの返還金は、令和4年度の療養給付費等拠出金と併せて精算し、被用者保険等保険者に返還することを規定 ・令和6年度に新たに設立した保険者から令和6年度の事務費拠出金を徴収しない特例を規定

【参考】退職者医療関係業務に係る法改正の概要

退職者医療関係業務の廃止の概要

退職者医療制度は、医療費の高い高齢退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みとして昭和59年に創設され、平成20年度に高齢者医療制度が創設されたことに伴い廃止されたが、「団塊の世代」退職者の急増による国民健康保険財政への影響を勘案し、平成26年度までに新たに適用された者が65歳に達するまでの間、経過措置が設けられた。

しかしながら、退職者医療制度の対象者の減少や保険者等の負担を踏まえ、令和6年4月に制度が廃止となった。

支払基金の業務は、令和6年度に令和4年度の療養給付費等拠出金及び療養給付費等交付金を確定した上で精算し、併せて、令和5年度の療養給付費等交付金が零を下回る額についても精算し終了となる。

退職者医療特別会計の権利や義務は、令和7年4月1日に前期高齢者特別会計に承継する。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充 【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。

（※）12月内、36月内に令和5年1月から引き上げ（政令）、出産費用の充てる格と行う。

② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し 【健保法、高確法】

① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。

② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う

3. 医療保険制度の基盤強化等 【健保法、船保法、国保法、高確法等】

① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。

② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。

③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化 【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。

② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。

③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。

④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。

⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う。

等

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

(4)その他の法改正への対応（条番号の変更）

支払基金定款の一部変更

令和4年の精神保健福祉法の改正により、定款で引用（精神保健に係る診療報酬の審査支払業務の規定部分）している同法の条文の番号が変更となったことに伴う変更

支払基金定款の変更箇所

条 文	内 容
第27条（業務）	第2項第4号に規定されている精神保健に係る診療報酬の審査支払業務の引用条文の条番号を変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、入居申し込み等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小児慢性特定疾病DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1